

(送配電等業務支援機関に関する省令の一部改正)
 第四十五条 送配電等業務支援機関に関する省令(平成十五年経済産業省令第百五十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。))に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正
 第四十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。))に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人全国信用保証協会連合会」を「社団法人全国信用保証協会連合会(昭和三十年七月二十二日に社団法人全国信用保証協会連合会という名称で設立された法人をいう。))」に改め、同条第七号中「及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定」を削り、「特定会社及び」の下に「一般社団法人等並びに」を加える。

第三十二条の見出しを(施行令第二条第一項第二号水の経済産業省令で定める要件)に改め、同条中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
 第三十三条中「特定社団法人が」を「一般社団法人(前条の要件を満たすものに限る。以下、この条において同じ。))が」に、「特定社団法人」を「一般社団法人」に、「特定社団法人と」を「一般社団法人と」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。
 (施行令第二条第二項第一号の経済産業省令で定める者)
 第三十五条の二 施行令第二条第二項第一号の経済産業省令で定める者は、中小企業者、特定会社、商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所(以下「商工会等」という。)、市町村(特別区を含む。第三十六条において同じ。))又は中小企業者以外の個人に対し特別の利益を与える行為を行うおそれのない者とする。

第三十六条中「公益法人」を「一般社団法人等」に、同条第一号イから二までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に、同条第五号中「中小企業者以外の会社(以下「大企業」という。))」を「大企業」に改める。
 第三十七条中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

(経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令の一部改正)
 第四十七条 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づく指定発給機関に関する省令(平成十七年経済産業省令第七号)の一部を次のように改正する。
 第二条第三項第一号中「若しくは寄附行為」を削り、同項第五号下中「公益法人」を「一般社団法人」に、「関連公益法人」を「関連一般社団法人」に改め、同号下中「関連公益法人」を「関連一般社団法人」に改める。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部改正)
 第四十八条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第八十二号)の一部を次のように改正する。
 第十九条第一項第一号中「又は寄附行為」を削る。

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)
 第四十九条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項第九号、第四十一条第二項第二号及び第四号並びに第六十五条第二項第七号中「又は寄附行為」を削る。

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

国土交通省令第二号
 環境省令第二号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

国土交通大臣 金子 一義
 環境大臣 斉藤 鉄夫

この省令は、公布の日から施行する。
 環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

環境大臣 斉藤 鉄夫
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令
 (環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令の廃止)
 第一条 環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令(平成十二年総理府令第九十五号)は、廃止する。
 (悪臭防止法施行規則の一部改正)
 第二条 悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

国土交通大臣 金子 一義
 環境大臣 斉藤 鉄夫

(環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正)
 第三条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 第三十三条第二号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
 第四十条の表名称の項中「財団法人日本環境整備教育センター」の下に(昭和五十五年二月十五日に財団法人日本環境整備教育センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。))を加える。
 第五十五条第二項第一号中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。
 (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行規則(平成四年厚生省令第五十四号)の一部を次のように改正する。
 第一条第二項第一号中「寄附行為」を「定款」に改める。
 (悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部改正)
 第五条 悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令(平成十三年環境省令第十九号)の一部を次のように改正する。
 表中「社団法人におい、かおり環境協会」の下に(昭和六十二年四月一日に社団法人臭気対策研究協会という名称で設立された法人をいう。))を加える。
 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正)
 第六条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 第三十八条第四号リ中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
 第六十七条第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。
 環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

国土交通大臣 金子 一義
 環境大臣 斉藤 鉄夫

この省令は、公布の日から施行する。
 環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

環境大臣 斉藤 鉄夫
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令
 (環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令の廃止)
 第一条 環境大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する省令(平成十二年総理府令第九十五号)は、廃止する。
 (悪臭防止法施行規則の一部改正)
 第二条 悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十三条第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日

国土交通大臣 金子 一義
 環境大臣 斉藤 鉄夫

この省令は、公布の日から施行する。
 環境省令第十六号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、並びに浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)を実施するため、浄化槽設備土に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十年十二月一日